

第 1 編 総 則

◇◆ 第1章 計画の方針 ◇◆

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、井手町防災会議が作成する計画であって、井手町の地域に係る総合的な防災計画を策定し、町の地域及び住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

そのため、次の事項について定めるものである。

1. 井手町の地域に係る防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
2. 気象等の予報、防災施設の新設、改良及び保安並びに訓練、調査その他災害予防計画
3. 災害対策本部等の運用、通信情報及び消防、水防の対策並びに救助、衛生その他防災施設等の災害応急対策計画
4. 公共土木施設、農林業等施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
5. その他必要な事項

第2節 計画の理念

災害は単なる自然現象ではなく、都市形成や地域社会整備において生じる問題点や整備課題の部分において災害の大半が生じることを認識し、社会的に対応可能な現象として、地域防災計画を策定する。

1. 災害を未然に防止するために、長期的な視野に立って災害に強いまちづくり・地域づくりを推進することを基本とする。
2. 災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、ハード（防災施設・設備）、ソフト（防災情報、教育、訓練等）の両面から総合的な防災システムの整備を図り、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
3. 災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、住民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。
4. 防災対策は日常的な取り組みが基本であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を明示し取り入れるとともに、危機管理体制の整備に努める。
5. 災害時においては、「自らの生命・財産は自ら守る」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、住民個人及び地域の自主防災組織等、自主的な防災対策の支援に努める。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。したがって、各機関は、毎年関係のある事項について町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、井手町防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平素から研修、訓練その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関に係る計画については必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底するものとする。

さらに、町防災担当職員は、防災意識の充実及び知識の普及を行うために、職員、学校教育機関、住民、防災上重要な施設管理者及び自主防災組織に対して、指導をしていくものとする。

第5節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

◇◆第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱◇◆

防災に関係のある各機関は、おおむね次の当該各機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

1. 井手町

- (1) 井手町防災会議及び井手町災害対策本部等に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 都市機能の集積に対する防災対策
- (4) 災害に関する予警報の連絡
- (5) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情報提供
- (6) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (7) 自主防災組織の育成及びNP0・ボランティアによる防災活動の環境整備その他住民の自発的な防災活動の促進
- (8) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- (9) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- (10) 災害の防除と拡大の防止
- (11) 救助、防疫等被災者の救助保護及び災害弱者に対する防災上必要な措置
- (12) 避難所における良好な生活環境の確保
- (13) 災害応急対策及び復旧資器材等の確保
- (14) 被災企業等に対する融資等の対策
- (15) 被災公共施設の応急対策
- (16) 災害時における文教対策
- (17) 災害対策要員等の動員
- (18) 災害時における交通、輸送の確保
- (19) 被災施設の復旧
- (20) 町内関係団体が実施する災害応急対策等の連絡調整
- (21) 被災者の援護を図るための措置
- (22) 前各号の目的を達するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

2. 京田辺市消防署（井手分署）

- (1) 消防に関する組織の整備
- (2) 災害通信伝達体制の整備
- (3) 消防に関する教育及び訓練
- (4) 消防に関する物資、資器材の整備
- (5) 災害応急措置及び災害拡大の防止措置
- (6) 災害予警報等の伝達
- (7) 消防施設の災害復旧
- (8) その他町の地域に係る災害の予防及び災害応急対策に関し、井手町防災会議が必要と認める事務又は業務の実施

3. 京都府

3-1 京都府山城広域振興局

- (1) 京都府山城広域災害対策支部田辺副支部に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備と訓練
- (3) 災害に関する予警報の連絡
- (4) 井手町災害対策本部その他の関係機関との連絡調整
- (5) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- (6) 被災企業等に対する融資等の対策
- (7) 被災者の救助保護

3-2 京都府山城北土木事務所

- (1) 災害に関する予警報の連絡
- (2) 河川、道路、橋梁等の被害状況調査及び応急対策
- (3) 防災資材の整備点検及び調達輸送
- (4) 災害時における水防活動の指導
- (5) 被災公共土木施設の災害復旧

3-3 京都府山城北保健所

- (1) 災害用医療品等の整備補給
- (2) 医療救護、防疫対策
- (3) 医療機関の被害状況調査及び応急対策

3-4 京都府山城教育局

- (1) 教育関係被害状況の調査と情報の収集整理及び応急対策
- (2) 災害時における児童生徒の応急教育
- (3) 教科書の調達及び配分
- (4) 災害時における休校、登下校の措置

3-5 京都府田辺警察署（井手交番）

- (1) 被害及び治安状況の把握
- (2) 災害時における犯罪の予防、交通の整理及び規制
- (3) 危険物の応急対策

4. 指定地方行政機関

4-1 近畿地方整備局

- (1) 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災に関すること
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (3) 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (4) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- (5) 災害の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (6) 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- (7) 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること
- (8) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること

4-2 大阪管区气象台（京都地方气象台）

- (1) 気象状況の観測
- (2) 異常気象時における気象予警報の発表及び通報
- (3) 気象観測資料の提供
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

4-3 近畿農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害状況の収集報告
- (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっ旋指導
- (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧
- (6) 土地改良機械の緊急貸付け
- (7) 生鮮食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策
- (8) 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整

4-4 自衛隊（陸上自衛隊第4施設団）

- (1) 災害の予防及び災害応急対策の支援

5. 指定公共機関

5-1 西日本電信電話株式会社（京都支店）

- (1) 電気通信施設の整備
- (2) 災害時における電気通信の確保及び緊急通話の取扱い
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び復旧

5-2 KDDI株式会社（関西総支社）

- (1) 電気通信施設の整備
- (2) 災害時における電気通信の確保及び緊急通話の取扱い
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び復旧

5-3 株式会社NTTドコモ関西支社

- (1) 電気通信施設の整備
- (2) 災害時における電気通信の確保及び緊急通話の取扱い

- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び復旧
- 5-4 ソフトバンク株式会社**
 - (1) 電気通信施設の整備
 - (2) 災害時における電気通信の確保及び緊急通話の取扱い
 - (3) 被災電気通信施設の応急対策及び復旧
- 5-5 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社**
 - (1) 電気通信施設の整備
 - (2) 災害時における電気通信の確保及び緊急通話の取扱い
 - (3) 被災電気通信施設の応急対策及び復旧
- 5-6 西日本旅客鉄道株式会社**
 - (1) 鉄道施設等の保全
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - (3) 鉄道通信施設の確保と通信連絡の協力
- 5-7 日本貨物鉄道株式会社**
 - (1) 鉄道施設等の保全
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送
 - (3) 鉄道通信施設の確保と通信連絡の協力
- 5-8 関西電力株式会社**
 - (1) 災害時における電力供給
 - (2) 被災施設の応急対策及び復旧
- 5-9 関西電力送配電株式会社**
 - (1) 電力供給施設等の整備と防災管理
 - (2) 災害時における電力供給
 - (3) 被災施設の応急対策及び復旧
- 5-10 日本通運株式会社京都支店**
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送
- 5-11 福山通運株式会社**
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 5-12 佐川急便株式会社**
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 5-13 ヤマト運輸株式会社**
 - (1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力
- 5-14 日本赤十字社京都府支部**
 - (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
 - (2) 災害救助等のボランティアの連絡調整
 - (3) 義援金品の募集配分
- 5-15 日本放送協会京都放送局**
 - (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
 - (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分
 - (4) 住民に対する情報の提供
- 5-16 出光興産株式会社**
 - (1) 石油製品の被災地域への緊急輸送
- 5-17 太陽石油株式会社**
 - (1) 石油製品の被災地域への緊急輸送

5-18 コスモ石油株式会社

- (1) 石油製品の被災地域への緊急輸送

5-19 JXTGエネルギー株式会社

- (1) 石油製品の被災地域への緊急輸送

5-20 イオン株式会社

- (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等

5-21 ユニー株式会社

- (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等

5-22 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

- (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等

- (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

5-23 株式会社ローソン

- (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等

- (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

5-24 株式会社ファミリーマート

- (1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等

- (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

5-25 一般社団法人全国建設業協会

- (1) 応急復旧活動等に必要となる人員及び資機材等の状況についての情報提供

5-26 一般社団法人日本建設業連合会

- (1) 公共建築物への応急危険度判定士の派遣

- (2) 応急復旧工事の実施

- (3) 資機材等の調達・運搬

- (4) その他の役務・情報提供

5-27 一般社団法人全国中小建設業協会

- (1) 応急復旧活動等に必要となる人員及び資機材等の状況についての情報提供

6. 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

6-1 井手・多賀土地改良区

- (1) 樋門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理

- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧

- (3) たん水の防排除施設の整備と運用

6-2 京都やましる農業協同組合

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧

- (2) 被災組合員に対する融資又はその斡旋

- (3) 生産資材等の確保又は斡旋

6-3 病院等経営者

- (1) 避難施設の整備と避難の訓練

- (2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産救護

6-4 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置

6－5 プロパンガス取扱機関（京都やましろ農業協同組合）

- (1) プロパンガスの防災管理
- (2) 災害時におけるプロパンガスの供給

6－6 石油類取扱機関

- (1) 石油類貯蔵施設等の整備と防災管理
- (2) 災害時における石油類の供給
- (3) 被災施設の応急対策及び復旧

6－7 自動車運送機関

- (1) 安全輸送の確保
- (2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

6－8 京都府石油商業組合組合員給油所

- (1) 緊急輸送車両等への優先的な給油
- (2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

◆◆ 第3章 井手町の概況と災害特性 ◆◆

第1節 井手町の地勢

本町は、京都府の南部に位置し、東は宇治田原町、和束町に接し、南は木津川市、西は京田辺市、北は城陽市に接している。

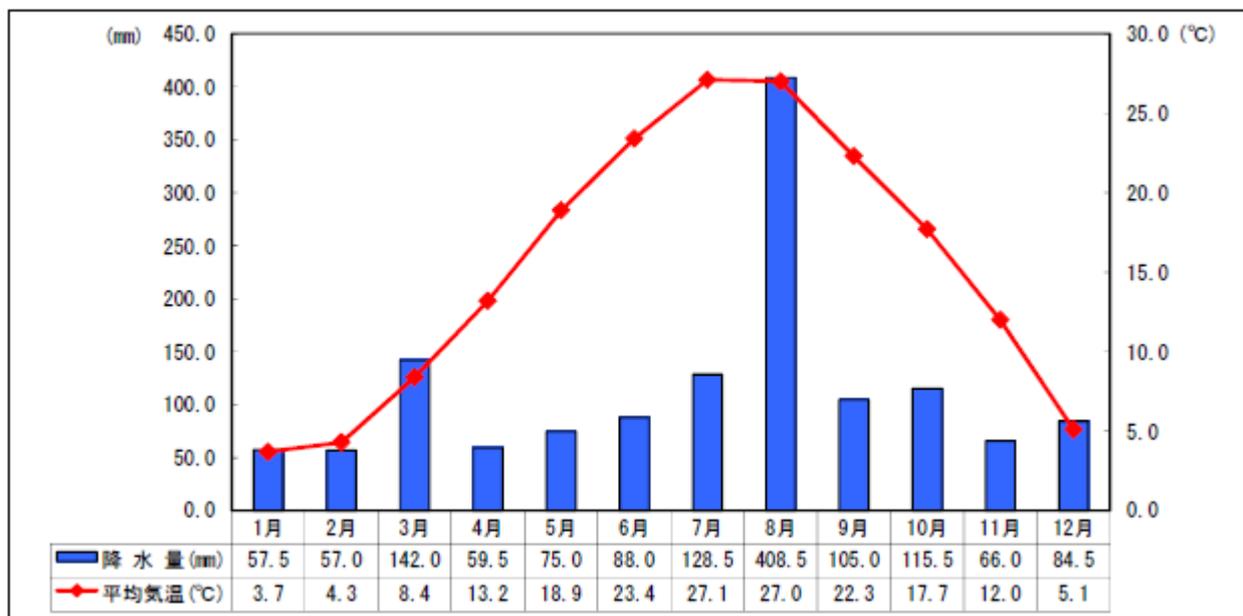
町域は、東西約7km、南北4.5kmの広ぼうで、面積は18.02km²であり、東西方向に細長く伸びている。

地形的には200mの等高線を境に東側の山林と西側の木津川の氾濫平野に分けられるが、町域の大半は東部の高度300m前後の山地で占められている。そのため土地利用は、山林が町域の67%を占め、田が10%、畑が8%、住宅は6%を占めるに過ぎない。

また、町域は北部の多賀地区と南部の井手地区の境をなす形で山地が西に張り出しており、崖下には木津川が迫り、両地区は地理的に分断される形となっている。旧来、それぞれの集落は木津川の氾濫を避けるため、河岸段丘上や扇状地裾野部に形成されてきたが、最近では浸水の危険性がある、より低い土地への住宅地の拡大が見られる。

第2節 気象状況

本町は主として瀬戸内海型の気象の特色を有し、冬は温暖で雨量が少なく、6月～7月ごろの梅雨期と9月ごろの台風期は、降水量が増加することがある。



資料：平成26年 気象庁（京田辺市アメダスデータ）

[降水量と気温]

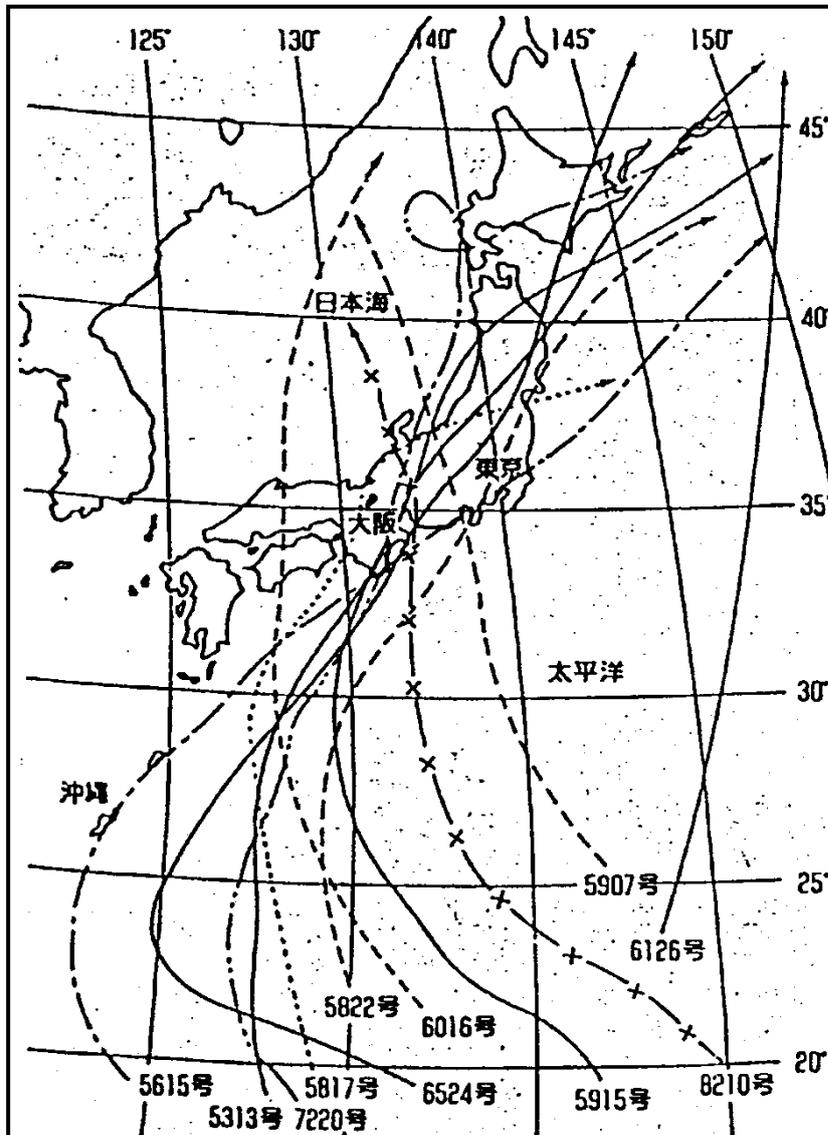
第3節 風水害の災害特性と履歴

1. 考慮すべき災害の特性

本町及び京都府、近畿地方における既往の水害記録等から、本町において大規模な水害を生じさせる可能性のある気象条件をとりまとめると以下の①～③のようになるが、これらの条件に加え、豪雨の中心が木津川上流域にかかる場合は、木津川の水位が高くなり、本町内でも排水不良による内水被害等が発生しやすくなると考えられる。

- ① 台風が近畿地方を通過する場合
- ② 近畿地方にかかる前線が発達する場合
- ③ その他、強い雨の降雨域が近畿地方にかかる場合

特に淀川（一級河川木津川の合流先河川）流域において過去に甚大な被害を生じさせた既往台風の進路に沿って、台風が接近するような場合は注意を要する。



[特に注意を要する台風のコース]

2. 既往風水害

木津川の堤防と300m級の東部の山地とに囲まれた本町では、昭和28年8月及び9月に連続して集中豪雨に見舞われ（南山城水害）、特に8月の水害では玉川上流部の旧大正池、二之谷池がほぼ同時に決壊するなどして死者107名、負傷者431名という大惨事に見舞われている。

その後は特に甚大な被害をもたらした水害は起こっていないが、町域には玉川をはじめとする天井川が多数存在しており、内水氾濫はもとより、天井川の破堤による外水被害の発生する危険性は、現在でも比較的高いといえる。

[井手町における主な風水害]

昭和年次	名称 ／月 日	災害の概要	被害の内訳
28	南山城水害 8月14日～15日		<人的被害> 被災者 4,729名, 死者 107名, 負傷者 431名 <住宅被害> 全壊 111戸, 流失 167戸, 半壊 166戸, 床上浸水274戸, 床下浸水235戸 <被害金額(千円)> 農林 343,129, 土木 304,793, 商工 166,425, 住宅139,750, 総額 954,097
36	台風18号 「第2室戸台風」 9月16日	総雨量 25.0mm	<人的被害> 被災者 1,202名, 死者 1名, 負傷者 9名 <住宅被害> 全壊 75戸, 半壊212戸 <被害金額(千円)> 農林 80,623, 商工 15,460, 住宅 244,028, 総額 340,111
	台風26号 10月27日～28日	総雨量 148.4mm	<住宅被害> 床上浸水 1戸, 床下浸水 3戸 <被害金額(千円)> 農林 1,128, 土木 840, 住宅 28, その他 600, 総額 2,591
40	台風24号 9月17日～18日	総雨量 189.0mm	<住宅被害> 床上浸水 6戸, 床下浸水 48戸 <被害金額(千円)> 農林 25,080, 土木 20,284, 住宅 4,260, その他 1,800総額 51,424
42	梅雨前線 7月9日～12日	総雨量 169.5mm	<住宅被害> 床下浸水 56戸 <被害金額(千円)> 農林 3,350, 土木 2,240, 住宅 124, 総額 5,714
50	集中豪雨 8月6日～7日	総雨量 193.0mm	<住宅被害> 床下浸水 15戸 <被害金額(千円)> 農林 2,000, 土木 36,000, 総額 38,000
51	台風17号 9月8日～13日	総雨量 221.0mm	<住宅被害> 床下浸水 0戸 <被害金額(千円)> 農林 11,000, 土木 17,330, 総額 28,339
53	集中豪雨 6月22日～23日	総雨量 117.0mm	<住宅被害> 床下浸水 1戸 <被害金額(千円)> 農林 2,200, 土木 9,000, 総額 11,200
54	梅雨前線 6月27日～7月2日	総雨量 289.0mm	<住宅被害> 床下浸水 1戸 <被害金額(千円)> 農林 13,100, 土木 38,330, 総額 51,430
57	台風10号 8月1日～2日	総雨量 157.0mm	<住宅被害> 床下浸水 0戸 <被害金額(千円)> 農林 60,075, 土木 74,660, その他 500, 総額 135,235

3. 風水害における災害危険性の検討

風水害は、水害と土砂災害に大別される。水害は河川水の越流や堤防破堤等による外水氾濫と、河川水位の上昇に伴って堤内地で生じる内水氾濫とに分けられる。

(1) 水害

本町における水害として、木津川・玉川・青谷川等の破堤・溢流による外水氾濫と、木津川への雨水排除が出来ない場合（木津川の水位が支流の水位より高かつ機械排水が河川等の流量を下回る場合）に生じる内水氾濫がある。

本町の低地部を流れる玉川や青谷川、南谷川などの河川の多くは天井川となっており、外水氾濫が生じた場合には、地盤高の低い氾濫平野、自然堤防、天井川沿いの微高地に立地する市街地での被害は甚大なものとなる可能性がある。また、天井川沿いの微高地に立地する市街地では、河道から溢れた流水の勢いによって家屋の倒壊・流失などの被害が生じる。

また、低地部の地盤高は、J R奈良線を境にしてその西側部分が木津川の計画水位下であり、木津川の堤防が決壊した場合には、本町の低地部では広い範囲で外水による浸水被害が生じる可能性がある。このような破堤による外水氾濫では、水位が急激に上昇するため、人的被害及び建物被害等が生じる可能性が高く、さらに水位が下がるまでに長時間を要し、破堤箇所が修復されるまで再度浸水する危険にさらされるなど、被害は大きくなる。

台地・段丘面や山地部については、水害の発生する危険性は一般に低いが、山地や台地・段丘間に形成される谷底平野では、周囲の雨水が集まりやすく、長時間にわたって少しずつ降る雨に対しては、比較的安全であるが、集中豪雨のように河道の流下能力を超えるような雨が短時間に降るような場合には、浸水被害が生じる可能性がある。ただし、長時間にわたって少しずつ降る雨に対しても、河道断面の狭小な区間や河床勾配が緩やかな区間では浸水が生じる可能性があり注意が必要である。

一方、本町における内水氾濫の被害が起こりうるのは、氾濫平野や自然堤防などである。このような地形では雨水が集まりやすく、水害の危険性は最も高い。

また氾濫平野は古くから水田として利用されている場合がほとんどであるが、なかには盛土して宅地化されている地域もあり、このような場所では特に内水氾濫による被害が生じやすいといえる。

なお、町南西部の北区及び南区では都市下水路や合藪ポンプ場の整備により治水安全度が向上している。しかし、計画規模を超える大雨やポンプ場の故障等が発生した場合には浸水被害を生じやすい条件下にあるといえる。

(2) 土砂災害

土砂災害の発生する地域は、山地・丘陵斜面及び山間の谷底平野のほか、台地・段丘周辺の段丘崖や、造成地内における盛土部分などが挙げられる。

本町の山地部は斜面勾配が急峻で、斜面崩壊等の土砂災害の発生しやすい条件下にあるといえる。特に町東部の山地には地すべり地形が多くみられ、大雨等による滑動や河道閉塞による土石流の発生などの危険性がある。また、土石流危険渓流における土石流氾濫区域は、大峰山(304.1m)の西斜面にあたる南部地区や、上井手地区の扇状地、田村新田地区などにみられる。

なお、本町域内には、急傾斜地崩壊危険箇所16箇所、土石流危険溪流（準ずる溪流を含む）13溪流が存在する。

◆◆ 第4章 防災ビジョン ◆◆

1. 基本理念

『自然を守り、活かす』『人とつながりを育てる』『暮らしを守り、活力をつくる』をテーマとしたまちづくりを具体的に推進し、安心して快適に暮らせるまちとしていくためには、まちの安全性を確保することが必要不可欠である。そのためには、住民の生命・財産を守るための長期的な視点に立った災害に強い安全なまちづくりを進めることが必要である。

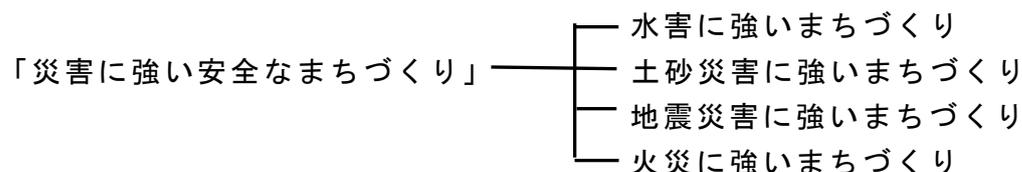
よって、

「住民の生命・財産の安全確保」

を図ることを基本理念とする。

2. 基本目標

基本理念に基づく基本目標を「災害に強い安全なまちづくり」として掲げ、井手町の災害特性である水害及び土砂災害、地震災害、火災に強いまちづくりを進める。



3. 基本方針

基本方針は、基本理念と基本目標を実現するために、第2次井手町総合計画との整合を図り、次のようにまとめた。

(1) 防災対策の強化

ア. 水害予防対策の強化

○水害危険箇所の指定及び改修の促進

イ. 崖崩れ・老朽ため池災害予防対策の強化

○保安林や砂防指定地等による土地利用規制の強化

○防災パトロールの定期化

○危険箇所の防災措置計画の策定

ウ. 市街地災害対策

○建築物の防火性能、耐震性能の向上

○消防力等の強化

○避難路の整備

○公園・緑地等のオープンスペースの確保

エ. 災害時における防災体制の整備

○迅速かつ的確な防災体制の整備・強化

- 行政無線の充実・強化
- 必需物資供給の連絡網の整備
- (2) 消防・救急対策の強化
 - ア. 消防力の強化
 - 救急体制の整備・消防力の強化
 - 消防団員の確保と団員の資質の向上
 - 防火水槽の増設と消火栓の完備
 - 消防機器の充実・強化
 - イ. 火災予防指導の強化
 - 広報紙によるPRや広報車を利用した防火パトロールの強化
 - 防火管理者研究会の開催
 - 消防用設備の設置・点検
 - 予防思想の周知徹底
 - ウ. 広域消防連絡体制の充実・強化
 - 京都府広域消防相互応援協定に基づく連絡体制の充実・強化
 - エ. 救急体制の確立
 - 救急搬送体制の整備
 - 救急医療機関の増設及び受入体制の充実
 - 救急知識の普及と災害発生時の救急体制の整備
- (3) 災害に強い人材の育成
 - ア. 自主防災組織の整備と育成
 - イ. 災害ボランティア活動の支援と組織の育成
 - ウ. 要配慮者への支援